

今月は「訪問看護」のご紹介、第9弾です。いざというとき訪問看護を知っていることで自宅での療養を安心して選択いただけるように、訪問看護の基本的なこと、知って欲しいことを事例を交えてご紹介いたします。今回のテーマは『2時間以上の長時間訪問』についてです。

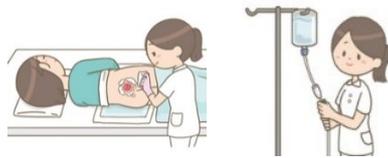
*** 今月の訪問看護の基礎知識 ***
 ~実は、長時間（2-3時間程度）の訪問も可能~

◆医療保険での訪問看護の基本的なルールでは、1日30分～90分と利用制限が設けられていますが、以下のいずれかに該当する場合は、長時間の訪問看護が可能となります。

①厚生労働省大臣が定める状態等

例えば…・真皮を越える褥瘡の状態にある方

- ・点滴注射を週3日以上行う必要がある方
- ・在宅酸素療法をされている方
- ・膀胱や胃瘻など留置カテーテルを使用している状態にある方
- ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある方



②肺炎や心不全等の急性憎悪などで、かかりつけ医から特別な指示が出ている

(かかりつけ医からの特別指示書期間中)

③15歳未満の超重症児または準超重症児

◆利用は週1回、但し、上記③の場合は週3回まで長時間の訪問看護を利用できます。

<解説>

- ・以前のシリーズでもお伝えしましたが、訪問看護は基本的な制限はあっても、必要な方には必要なだけ利用できるよう特別なルールが設けられています。
- ・長時間の訪問看護を利用すれば、いつも付きっきりで介護をされているご家族の場合、買い物や所用に出かけることもできますし、少し肩の力を抜くことができ、気分転換にもなる貴重な時間を持つことができます。
- ・また、長い時間滞在することでご本人やご家族の思いをゆっくりお聞きし、寄り添いサポートすることもできます。
- ・長時間訪問はご本人に必要な看護をするだけでなく、ご家族にとっても大切な制度になっています。



事例： 70代 (Aさん) 神経難病 個人宅にて奥様が介護

- ・奥様はご主人様の意向に沿って、ご自宅での療養を希望されましたが、24時間の人工呼吸器管理も含め身の回り全てに看護が必要な状態で、介護負担は大きく、肺炎などの感染リスクも大きい状況でした。
- ・訪問計画は安全・安楽に在宅療養ができること、奥様が精神的に安定した状態で介護できることを目標に、長時間訪問を入れて策定。
- ・長時間訪問の日は、奥様はご自身の用事を済ませたり、お友達と出かけたり、貴重なご自身の時間として活用されていました。担当者は奥様の気分転換になって欲しいと思いながら、Aさんの看護を行っていました。

『訪問看護ステーションわかば』からのお知らせ

- ・6/1から、わかばクリニックのグループ事業所『訪看護ステーションわかば』の管理者が西村から今村へと交代となりました。
- ・前管理者は当ステーションの立ち上げから7年半、現在は看護師と理学療法士合わせて12名（常勤9名）の陣容になるなど、発展に大きく貢献してくれましたが、この度後進に道を譲り、今後は訪問看護師専任となります。
- ・また、後任の今村は、当ステーションの立ち上げから前管理者をサポートしてきた人物で、訪問看護暦も7年以上になります。遠慮なくご相談・ご連絡いただければ幸いです。



新管理者
今村

[お問い合わせ先] 096-285-6507

安心を
お届けする

☆ご質問・ご相談等、お気軽にお声掛けください。



わかばクリニック

熊本市東区若葉3-13-20 ☎096-285-6014
 web: wakaba-cl.jp